

## 第4回総会議事録（R7年4月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和7年4月30日 午前9時30分～

2 場 所 中央公民館 大会議室

3 委 員

出	徳益 吉明	出	柿並 マリ子	出	有川 はつ子	出	馬渡 広二
出	山中 美代子	出	福島 真希	出	坂之下 昭二	出	徳留 博文
出	大久保 義広	出	坂上 和秋	出	永田 勇作	出	松山 忠雄
出	田中 加代子	出	紺家 知征	出	下西 弘美	出	福島 清邦
欠	岩崎 一之	出	七日市 昌子	出	乙守 賢次	出	福岡 芳文
出	田中 和美	出	中島 学	出	福田 安昭	出	兒玉 圭亮

4 事 務 局

局 長 永留 伸二	次 長 鶴村 勇一
主 幹 前田 秀作	副 主 幹 畝原 秀嗣
主任主事 西山 竜貴	副 主 幹 齊藤 千鶴 (山之口総合支所)
副 主 幹 水間 淳也 (高城総合支所)	副 主 幹 山波 幸二 (山田総合支所)
主 事 溝口 漱 (高崎総合支所)	
農政課副主幹 竹下 隆一郎	農政課主事 永井 琉唯

5 付議案件

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第7号 許可書の返戻について

議案第27号 都城市農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について  
議案第28号 非農地証明について  
議案第29号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について  
議案第30号 農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定について  
議案第31号 農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について  
議案第32号 農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について  
議案第33号 農地の競(公)売に参加するための買受適格証明願について(5条)  
議案第34号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について(中間管理事業)

#### 第4回総会議事録

議長 ただ今より令和7年の第4回総会を開催いたします。本日は24名中1名の欠席で23名の出席となっています。議事録署名人を私から指名させていただきます。3番委員と4番委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお祈いします。

それでは、審議に移ります。本日は報告案件2件と議案8件となっています。まず報告案件ですが、2件まとめていきたいと思ひます。報告第6号農地法第18条第6項の規定による通知について、そして、報告第7号許可書の返戻について、まとめて事務局の説明をお願いします。

事務局 ご報告いたします。報告第6号農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、議案書は1ページから53ページまでとなります。内容につきましては、今月は103件の通知で、210,160.00㎡の内容となっています。次に報告第7号許可書の返戻についてですが、議案書は54ページになります。正誤表にありますとおり、10,136.00㎡の内容で、第4条が1件となっており、返戻理由につきましては、備考欄のとおりでございます。以上でございます。

議長 ただいま報告案件の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 何も無いようですので、報告第6号、7号については承認するものといたします。

続きまして、議案審議に入ります。まず議案第27号都城市農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてを議題といたします。議案に対する説明をお願いいたします。

農政課担当 <資料に沿って、用途変更3件の案件の概略説明>

議長 ありがとうございます。質疑に入りますが、ただいまの件について何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第27号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第27号につきましては承認するものといたしました。農政課の方はありがとうございます。

農政課担当 （退席）

議長 続きまして、議案第28号非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第28号非農地証明についてでございます。議案書は56ページになります。今月は2件の申請がございまして、7,408.00㎡の内容となっています。この調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの1ページに記載してございます。ご審議方よろしくお祈いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、只今の件について何かご質問のある方はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第28号の非農地証明について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

- 全 委 員 (全委員挙手)  
議 長 全委員挙手ですので、議案第 28 号については承認するものと決定いたしました。  
次に議案第 29 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 29 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてでございます。議案書は 57 ページになります。今月は 2 件の申請がございまして、1,252.00 ㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 2 ページに記載してあります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問があればお願いします。何かございませんか。
- 全 委 員 無し (の声あり)  
議 長 無いようですので採決に入ります。議案第 29 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 (全委員挙手)  
議 長 全委員挙手ですので、議案第 29 号については許可相当と決定いたしました。  
次に議案第 30 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 30 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてでございますが、議案書は 58 ページから 67 ページになります。今月は、46 件の申請がございまして、正誤表にありますとおり、1 筆追加があったことから 64,374.45.00 ㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 3 ページから 7 ページに記載してございます。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと判断しております。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 ここでお諮りいたします。案件 18 番につきましては、11 番委員が代理人となりますので他と分けて審議したいと思います。まず、18 番以外の案件について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。
- 全 委 員 無し (の声あり)  
議 長 無いようですので採決いたします。議案第 30 号の案件 18 番以外の案件について、許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 (全委員挙手)  
議 長 全委員挙手ですので、議案第 30 号の案件 18 番以外の案件はすべて許可するものと決定いたしました。それでは、11 番委員の退室をお願いします。
- 11 番 委員 (退室)  
議 長 それでは、議案第 30 号の案件 18 番について審議いたします。何かご質問のある方はございませんか。
- 全 委 員 無し (の声あり)  
議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 30 号の案件 18 番について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 (全委員挙手)  
議 長 全委員挙手ですので、議案第 30 号の案件 18 番については許可するものと決定いたしました。それでは、11 番委員の入室をお願いします。

- 11 番 委員 (入室)  
議 長 続きます、議案第 31 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 31 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 68 ページから 69 ページになります。今月は 5 件の申請がございまして、2,003.00 m<sup>2</sup>の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 8 ページに記載のとおりです。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございせんか。
- 全 委 員 無し (の声あり)  
議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 31 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 (全委員挙手)  
議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 31 号はすべて許可相当と決定いたしました。次に議案第 32 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 32 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 70 ページから 75 ページになります。今月は、22 件の申請で、21,201.00 m<sup>2</sup>の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 9 ページから 11 ページに記載してございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 ここでお諮りいたします。案件 13 番につきましては、11 番委員が代理人となりますので他と分けて審議したいと思ひます。まず、この 13 番を除く案件について審議いたします。何かご質問のある方はございせんか。
- 全 委 員 無し (の声あり)  
議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 32 号の案件 13 番を除く案件について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 (全委員挙手)  
議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 32 号の案件 13 番を除く案件はすべて許可相当と決定いたしました。それでは、11 番委員の退室をお願いします。
- 11 番 委員 (退室)  
議 長 それでは、議案第 32 号の案件 13 番について審議いたします。何かご質問のある方はございせんか。
- 全 委 員 無し (の声あり)  
議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 32 号の案件 13 番について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 (全委員挙手)  
議 長 全委員挙手ですので、議案第 32 号の案件 13 番は許可相当と決定いたしました。それでは、11 番委員の入室をお願いします。
- 11 番 委員 (入室)  
議 長 次に議案第 33 号農地の競(公)売に参加するための買受適格証明願について(5 条)を審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 33 号農地の競(公)売に参加するための買受適格証明願について(5条)でございます。議案書は 76 ページになりますが、今回 5 条での証明願が 1 件来ております。調査報告については、報告のまとめの 12 ページに記載してございます、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の件について何かご質問はございませんか。

全委員 無し(の声あり)

議長 無いようですので採決いたします。議案第 33 号の証明願について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手ですので、議案第 33 号については承認するものといたします。なお、議案書の下に記載してあります付帯議決事項も同時に承認したものといたします。

続きまして、議案第 34 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について(中間管理事業)を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 34 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について(中間管理事業)でございます。議案書は 77 ページから 173 ページになります。まず所有権移転ですが、今月は 16 件の申請がございまして、49, 574. 00 m<sup>2</sup>の内容となっております。利用権設定につきましては、244 件の申請がございまして、512, 196. 69 m<sup>2</sup>の内容となっております。なお、公告につきましては、6 月 1 日付けで県の方ですることになります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、この件について、何かご質問はありませんか。

全委員 無し(の声あり)

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 34 号について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 34 号につきましては原案どおり承認されました。

これで本日予定していた議案審議はすべて承認するというところで終わりました。他に皆さんの方から審議内容について何かございませんか。

19 番委員 農地の賃借料について、皆さんにお諮りしたいことがあります。

去年の農事振興会の際に、農地の賃借料を一律 5 千円にすることが記載された文書を見ました。

賃借料は、貸し手と借り手の間で決めるものであって、統一すべきでないことから、その時は、賃借料の案件を白紙に戻しましたが、後日、農家に話を聞くと、農地の賃借料 5 千円であることが、浸透していました。

そこで、山田の研修会等で農地の賃料を一律に決定することが不適切である文書を作成することが出来ないか、提案するものです。

議長 賃借料については、貸し手と借り手の双方で決めるもので、収益が上がる農地は賃借料が高くなり、農地の対価に応じた賃借料に設定することが当然と思いますが、事務局の考えは、如何でしょうか。

事務局 賃借料については、あくまでも土地の所有者、土地を借りる耕作者の双方の話し合いで賃料を決めることが、基本であります。

その中で、所有者と耕作者の方から経験豊富な農業委員にご相談があると思いますが、それに対して、地域での賃料等のアドバイスはお願いしたいと考えております。

農家は、農業委員のアドバイスを受け、最終的な決定は土地の所有者、耕作者の判断で、双方の合意のうえ契約成立となります。

- 議 長 お話しされた会合は、どちらになるのですか。
- 19 番 委員 農協の農事振興会の会議の場でありました。
- 1 番 委員 その会議の参加者が、適切な契約を履行しようとする意識が欠如しているのではないで  
しょうか。
- 19 番 委員 農業委員会から、農地の賃料は、借り手が決めるのではなく、双方の間で決めることを  
文書で周知することはできませんか。
- 議 長 農業委員会から文書を出すことについて事務局は、どう考えでしょうか。
- 事 務 局 今回の件については、文書ではなく、生産組合の方たちに双方合意のうえで賃料を決め  
ることを周知することが、よろしいと考えます。
- 19 番 委員 はい、わかりました、どうもありがとうございました。
- 議 長 この件に関して、結論としてどのようにされますか。
- 19 番 委員 農事振興会に各部会がありますので、そこで、農地の貸し手と借り手の双方合意の上で  
賃借料を決めることを話していきます。
- 議 長他に何かご意見は、ありませんか。
- 全 委 員 無し（の声あり）
- 議 長 特に何もございませんので、これで第4回総会を終了したいと思います。皆さんどうも  
お疲れ様でした。

令和7年 月 日

議事録署名委員

3 番委員

4 番委員

作成者 鶴村 勇一